

大鳴門橋自転車道検討部会設置要綱

(設置)

第1条 徳島県自転車活用検討委員会設置要綱第6条の規定に基づき、大鳴門橋自転車道検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 部会は、大鳴門橋自転車道の管理運営や魅力向上等ソフト面に関するについて検討を行う。

(組織)

第3条 部会に属する部会員は委員長が指名する別表一に掲げる者及び別表二に掲げる団体に属する者（以下「部会員」という）をもって組織する。

(部会長)

第4条 部会に、部会長1名を置き、徳島県自転車活用検討委員会の委員長がこれに当たる。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

3 部会長は、部会の運営上必要な場合は、部会員以外の者を部会に出席させて、説明を求めたり、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、徳島県県土整備部高規格道路課が所掌する。

(雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この規定は、令和5年1月16日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。